

給付型奨学金事業について

給付型奨学金事業について、以下のとおり報告する。

1 概要

- ・国が実施する高等教育の修学支援新制度（授業料・入学金の免除または減額、給付型奨学金の給付。以下、「国制度」という。）を参考とし、区独自事業における要件等を設定した。
- ・高等教育への進学に係る「入学金」、修学に係る「授業料等」を支援する。
- ・大学・短期大学、高等専門学校（4・5年生）、専門学校への進学予定者及び在学学生を対象とする。
- ・対象には中間所得層の世帯を含み、学びの意欲のある子ども・若者のチャレンジを支援する。
- ・事業実施根拠として（仮称）中野区奨学金の支給に関する条例（以下「条例」という）の制定を検討していく。

2 条例案に盛り込むべき主な事項について

現時点で検討中の条例案に盛り込むべき主な事項は以下のとおり。

- 目的
- 奨学金の支給を受けることができる者の要件
- 奨学金の支給に係る申請を審査するための（仮称）中野区奨学金審査委員会の設置
- 奨学金の支給の決定の取消し

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月	条例案に盛り込むべき事項についての決定
6月	第2回定例会に条例提案
7月以降	奨学生の募集
12月頃	応募者への内示
令和9年4月以降	奨学金の支給決定
6月以降	前期分支給